

一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部

あやべ「人権かがやき」だより

2023(令和5)年11月

パートナーシップ制度始まりました

綾部市では、2023(令和5)年4月1日から、LGBTQ+など性的マイノリティの
人^{ひと}がその人権^{じんけん}を尊重^{そんちょう}され、自己^じ実現^{じつげん}を通じて生きがい^{つう い}を感じられる、平等^{かん}で公正^{びょうどう}な、
誰もが生きやすい社会^{しゃかい}の実現^{じつげん}を目的^{もくてき}としてパートナーシップ制度^{せい ど どうにゅう}を導入^{せい ど}しました。

パートナーシップ制度とは、性的指向^{せい じ}が異性愛^{せい せい}のみでない人^{ひと}や性自認^{せい じ}が出生時^{しゅっせい}と異なる人^{こと}、自身^{ひと}の性^{せい}を認識^{にんしき}していない人^{ひと}などがお互い^{たが}に協力^{きょうりょく}し合い、婚姻関係^{こんいんかんけい}に類^るする関係性^{かんけいせい}のパートナーとして
届出^{とどけ}し、市^しが公的^{こうてき}に証明^{しょうめい}することにより、パートナー関係^{かんけい}であることを認める^{みと}ものです。

市^しの発行^{はっこう}する証明書^{しょうめいしょ}を提示^{ていじ}することにより、婚姻関係^{こんいんかんけい}に類^るするパートナーとして公的サービス^{こうてき}や民間サービス^{みん}を受けることができるようになります。

全国的にも取り組みは広がっており、2023(令和5)年6月28日時点で328の自治体^{し ち たい}が制度^{せい ど}を導入^{どうにゅう}し、
5,000組を超える方がパートナーシップ制度^{せい ど}の届出^{とどけ}をされています。

●性のあり方は多様で、そのあり方を「SOGI」と表します。

性自認^{せい じ}・性的指向^{せい じ}を理由^{りゆう}に差別^{さべつ}をすることは、重大な人権侵害^{じゅうだい じんけんしんがい}です。

また、他人^{た にん}の性的指向^{せい じ}や性自認^{せい じ}について、本人^{ほんにん}の了承^{りょうしょう}なしに他人^{た にん}に話すことはアウティングと
言い、これも重大な人権侵害^{じゅうだい じんけんしんがい}にあたります。

綾部市では、パートナーシップ制度^{せい ど}の導入^{どうにゅう}を機^きに、多様な性自認^{たよう せい じ}・性的指向^{せい じ}などについて広く
啓発^{けいはつ}し、理解^{り かい}いただくことにより、さらなる人権尊重^{じんけんそんちょう}の社会づくりを目指します。

皆さんも、性のあり方が多様であることを理解^{り かい}し、認め合い尊重^{め ぞう}することで、誰もが
まの自分でいられる社会^{しゃかい}を目指しましょう。

SOGI と LGBT

SOGI(ソジ)は好きになる性(性的指向)を表す Sexual Orientation と性自認を表す Gender Identity
の頭文字を合わせた言葉です。性的指向と性自認はすべての人に関わる概念です。

SO (性的指向)

- L…レズビアン 女性の同性愛者 自認する性が女性で恋愛対象も女性
- G…ゲイ 男性の同性愛者 自認する性が男性で恋愛対象も男性
- B…バイセクシュアル 両性愛者 恋愛対象が男性にも女性にも向いている
- H…ヘテロセクシュアル 異性愛者

GI (性自認)

- T…トランスジェンダー 出生時に割り当てられた性別に違和感を持ち、別の性で生きている / 生きたいと望む人
- C…シスジェンダー 出生時に割り当てられた性と性自認が一致している人

LGBTは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を組み合わせた言葉です。人口に占める割合が少ないことから性的少数者(セクシュアルマイノリティ)と言われることもあります。

「あやべ人権フェスタ 2023」を開催しました!!

綾部市と部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会では、市民の人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、8月の人権強調月間に合わせて、2023(令和5)年8月6日(金・祝)に「あやべ人権フェスタ2023」を開催しました。島崎藤村の不朽の名作を60年ぶりに映画化した「破戒」を上映し、多くの方にご鑑賞いただきました。

この映画は、部落差別をテーマに、自分の出自を隠し生きる人々やその周辺で起こる出来事を描いた作品で、今でも残る差別の歴史を学ぶことができました。

また、展示コーナーでは、綾部市パートナーシップ制度や共生社会について等のパネルを展示し人権啓発を行いました。

— 映画「破戒」あらすじ —

瀬川丑松(間宮祥太郎)は、自分が被差別部落出身ということを出自を隠して、地元を離れ、小学校の教員として奉職する。丑松はその出自を隠すよう、亡くなった父からの強い戒めを受けていた。丑松は出自を隠していることに悩み、また、差別の現状を目の当たりにして心を乱しつつも、下宿先の士族の出身の女性・志保(石井杏奈)との恋に心を焦がしていた。ある日、被差別部落出身の思想家・猪子蓮太郎(眞島秀和)の「人間はみな等しく尊厳をもつものだ。」という言葉に強い感動を覚え、猪子の死をきっかけに丑松はある決意を胸に、教え子たちが待つ最後の教壇へ立とうとする。



©全国水平社創立100周年記念映画製作委員会



参加者からの寄せられた感想を一部紹介します。

- ・ 出自を隠すことへの葛藤、出自を明かし前向きに進む丑松の姿に涙した。
- ・ 被差別部落出身者に対する差別の実態を学ぶことができた。
- ・ 部落差別に対する怒りと同時に、現代にも残る問題として、なくさなくてはならないと強く思った。

「綾部市人権尊重のまちづくり条例」をご存知ですか？

綾部市では、「誰もが、安心して心豊かに暮らしていける、真に、人権が尊重されるまちづくり」を目指すため、2022(令和4)年4月1日に条例を施行しました。この条例は、人権尊重社会の実現のため、市と市民等の責務を明確化したものです。市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手です。互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重した言動に心がけましょう。

(詳細は、綾部市のホームページをご覧ください。検索ID:2344)

◎市民や事業者の皆さんにご協力いただくこと

- 学校、家庭、地域、職場、その他あらゆる場において、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重した言動を心がけましょう。
- 事業所や団体では、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重した活動をしましょう。
- 市等が行う講演会や研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。

「登録型本人通知制度」にご登録をお願いします。

「登録型本人通知制度」とは、綾部市が住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を第三者に交付した場合、あらかじめ登録されている方に対して交付したことを郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しや戸籍謄本などは個人情報が含まれているため、請求できるのは本人、家族、代理人のほか、自己の権利行使に必要な場合や8士業（弁護士など）の職務上請求などに限定されています。しかし、法に基づく請求に見せかけ、不正な使用を目的とした請求による不正取得があるのも事実です。

本制度は証明書の交付の可否を登録者へ確認したり、交付できないようにしたりする制度ではありませんが、市からの通知により、不正取得の早期発見につながります。また、多くの人が登録することで、不正取得を抑止する効果も期待できます。



【登録できる方】

1. 綾部市の住民基本台帳に記載されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む）
2. 綾部市の戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む）

【登録方法】

必要書類を申込先へ提出してください。郵送による提出も受け付けています。

同一世帯または同一戸籍の方は、各自が自署することにより、1枚の申請書でまとめて登録できます。

申 込 先：綾部市役所 市民・国保課窓口

綾部会館／物部会館／栗文化センター／上林いきいきセンター

必要書類：申請書（上記申込先窓口のほか綾部市ホームページからダウンロードできます）

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

※綾部市ホームページ（くらし＞戸籍・住民の手続き＞住民登録と証明＞登録型本人通知制度）

HP アドレス <https://www.city.ayabe.lg.jp>（検索ID：2383）

※郵送で提出する場合は上記本人確認書類いずれかのコピーを添付してください。

【お問い合わせ】 綾部市 市民・国保課 戸籍住民担当

〒623-8501 綾部市若竹町 8-1 電話 42-4245（直通）

根拠のないうわさやデマは人権侵害に

近年、SNS等の普及により、根拠のないうわさが瞬く間に広まっていくことがあります。

根拠のないうわさは、個人や集団への誹謗中傷につながり、社会的な孤立感や心理的な苦痛を引き起こすことがあります。例えば「Aさんには前科があるらしい」という根拠のないうわさを他人に話すと、Aさんの名誉を傷つけ、発信者はもちろんのこと、うわさを広めた人も罪に問われたり損害賠償されたりする可能性があります。

また、自分の投稿は誹謗中傷でなくても、そこに複数の書き込みが重なると深刻な誹謗中傷になります。

＊情報の正確性を重視しよう＊

うわさやデマは、人権に対する深刻な脅威です。根拠のないうわさやデマを見破り、広めないためには、その情報が▼本当に正しいのか▼共有してもよいのか▼不利益を受ける人がいるかもしれないなど、立ち止まって考えることが大切です。一人ひとりが他者の人権を尊重し、正確な情報に基づいた冷静な判断を心掛け、無責任で根拠のないうわさやデマを広めないようにしましょう。

～ 12月4日から10日は人権週間 ～

1948(昭和23)年12月10日に「世界人権宣言」が国際連合総会で採択されてから今年で、75周年になります。人権週間は、人権デー（12月10日）を最終日とする1週間です。さまざまな人権問題について、他人ごとではなく、自分ごととしてとらえ、「人権侵害は許さない」という強い意志を、態度や行動で示しましょう。



人権イメージキャラクター 人KEN まる君

あなたとつながる 相談窓口



人権イメージキャラクター 人KEN あゆみちゃん

～ひとりで悩まず、まず相談してください。～

【綾部市】

相談名	内 容	申し込み・問い合わせ先
人 権 相 談	嫌がらせや強要、差別、いじめ、虐待、子どもや高齢者の人権、その他人権に関することなどの相談	人権啓発推進室人権推進課 ☎ 0773-42-4249
女 性 相 談	自分の生き方や性格、結婚、離婚、夫婦、男女関係、親子関係、配偶者・恋人からの暴力（DV）セクシャル・ハラスメントなどの相談	男女共同参画センター（あいセンター） ☎ 0773-42-1801
家 庭 児 童 相 談	育児、養護、虐待など子どもに関する相談	こども家庭支援相談室「あや・ほっと」（こども支援課） ☎ 0773-40-1088
教 育 相 談	不登校児童生徒の社会的自立支援についての相談	綾部市教育支援センター「やすらぎルーム」（学校教育課） ☎ 0773-42-1214
障 害 者 相 談	在宅で障害のある人の日常生活の向上のための相談	障害者支援課 ☎ 0773-42-4318
こころの健康に関する相談	こころの健康や病気についての相談	
消 費 生 活 相 談	消費生活や多重債務に関する相談	消費生活センター（商工労政課） ☎ 0773-42-4263
健 康 相 談	健康に関する相談	保健福祉センター（保健推進課） ☎ 0773-42-0111

【国・京都府】

相談名	内 容	申し込み・問い合わせ先
人権問題法律相談 ～京都府人権リーガル レスキュー隊～	差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士による相談	舞鶴総合庁舎 ☎ 0773-62-2500
みんなの人権 1 1 0 番	人権問題一般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0570-003-110
女性の人権 ホットライン	女性の人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0570-070-810
子どもの人権 1 1 0 番	子どもの人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0120-007-110
外国語人権相談 ダイヤル	日本語を自由に話せない方からの人権相談に応じるための通訳を配置した専用電話	全国共通 ☎ 0570-090-911

Foreign-language Human Rights Hotline

発行：綾部市 市民環境部 人権啓発推進室 人権推進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1 ☎0773-42-4249 / FAX 0773-42-4406

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp